凡　　例

1　この統計は、国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システム等により集計整理したものです。

2　この「市町村別保有車両数」は、毎年３月末の保有車両数統計です。

3　この統計の編さん方法及び用語の定義は次のとおりです。

(1)　道路運送車両法第４条の登録自動車、同法第60条第１項により車両番号の指定を受けた小型二輪自動車及び検査対象軽自動車並びに同法第97条の３第１項により車両番号の指定を受けた検査対象外軽自動車を集計の対象としています。

(2)　(1)による自動車を用途別、車種別、業態別、市町村別に集計整理しました。

（イ）　用途別とは、貨物、乗合、乗用、特種（殊）用途です。

特種用途自動車とは、消防車、護送車、医療防疫車、霊柩車、冷蔵冷凍車、タンク車、散水車、架線修理車、クレーン車など、主たる使用目的が特種である自動車であって、その目的遂行に必要な構造、装置を備えるものです。

大型特殊自動車とは、ショベル・ローダ、フォーク・リフト、ホイール・クレーンなど特殊な作業を行うことを目的として制作された自動車であって特殊な構造上の用件を満足するものです。

（ロ）　車種別とは、道路運送車両法施行規則第２条により定められている普通自動車、小型自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車および軽自動車です。

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">種　　類</td><td colspan="8">自　　動　　車</td></tr>
<tr><td>普通自動車</td><td colspan="3">小　型　自　動　車</td><td colspan="2">軽　自　動　車</td><td>大　型　特　殊
自　動　車</td><td>小　型　特　殊
自　動　車</td></tr>
<tr><td colspan="3">代表的な
自　動　車</td><td>バス
大型トラック
大型乗用車</td><td>小型トラック
小型乗用車</td><td>三輪トラック</td><td>大型オートバイ</td><td>軽トラック
軽乗用車</td><td>オートバイ
スクーター</td><td>ショベル・ローダ
フォーク・リフト
ホイール・クレーン</td><td>農耕用トラクター</td></tr>
<tr><td rowspan="3">構造</td><td colspan="2">車　輪　数</td><td>４以上</td><td>４以上</td><td>３</td><td>２</td><td>３以上</td><td>２</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大きさ(m)</td><td>長さ
幅
高さ</td><td>四輪以上の小型自動車より大きいもの</td><td>4.7以下
1.7以下
2.0以下</td><td>三輪の軽自動車より大きいもの</td><td>二輪の軽自動車より大きいもの</td><td>3.4以下
1.48以下
2.0以下</td><td>2.5以下
1.3以下
2.0以下</td><td>小型特殊自動車より大きいもの</td><td>4.7以下
1.7以下
2.8以下
農耕作業用自動車は制限なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">エンジンの総排気量(cc)</td><td>同　上</td><td>660をこえ2,000以下</td><td>660をこえる</td><td>250をこえる</td><td>660以下</td><td>125をこえ250以下</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td></tr>
</table>

注１）乗合自動車の区分は次のとおりです。

普通車は、普通自動車で乗車定員30人以上のもの。

小型車は、普通自動車で乗車定員11人以上29人以下のもの及び小型自動車で乗車定員11人以上のもの。

注２）小型特殊自動車については最高速度の制限があり、その区分は次のとおりです。

農耕作業自動車は35km/h未満。

その他の特殊自動車は15km/h以下。

注３）軽油及び天然ガスのみを燃料とする内燃機関を用いるものについては、エンジンの総排気量の基準は適用されません。